

自治法による方法で取り組んでいくという方針であるように思うんですが、それはそういう方針でいくのかどうか。

○議長(小林菊三君) 四時十五分まで休憩します。

午後四時五分 休憩

午後四時十九分開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引続き会議を開きます。

○市民部長(生子国利君) 何項目かの御質問にお答えしたいと思います。

まず南田園の組織化は、現在のところ町会協議会におきまして進めているようでございます。したがって、いずれ町会ができるんじゃないかと思えます。それともう一つは、団地等につきましては消防署、あるいは警察署等にございしても防犯、防災の関係からやはり組織をつくってもらいたいという要望は強く出ておるようです。こういう点につきましてはまだ組織化されておりますが、市側としても防災の見地からいけばぜひともそういう組織をつくっていただきたいと希望しております。

それから先ほどの町会に配布した手引きの問題でございますが、これは印刷したものでございますが、製本にして三部程度各町会に渡してございます。必要ならば、これは増刷はできるわけでございますが、一応十分それで間に合うと思えます。それから牛浜グラウンド並びに加美平のグラウンドの避難場所につきましては、これは教育委員会が所管になっておりますが、緊急時でございますので、網をカットしても避難場所として確保いたします。それから八高線の付近における避難場所につきましては、現在都市計画におきまして、公園の検討をしておりますので、その際に、合わせて避難場所の設置をしていただきたいということを考えております。

それから食糧の確保につきましては、米屋との関係につきましては早晩打ち合わせをして、その対応に全力を挙げたいと考えております。それから資器材につきましては、これは防災係が全部管理いたしております。たとえばつるはしだとか、スコップ、ジョレン、そういうものをもとの公益質屋の倉庫の一部に格納してございます。で、大体防災に対する資器材は、防災係が管理しております。それから公園のトイレの問題でございますが、すでに水洗化されておりますが、

いずれにしても現在水洗になっておりますけれども、万やむを得ない場合には別途の大きな仮設便所をつくる以外にないんじゃないかというふうに考えております。

以上御質問の点について御答弁申し上げます。

○教育次長(内田和雄君) 昨年二十号台風によります児童生徒の避難の件でございますが、小学校の場合は給食等がございまして、それらを合めまして教育委員会としては十時に一応学校長あてには指示を出しております。それで十一時ごろまでに給食を全部配布いたしまして、十一時三十分ごろには小学校の場合給食が終了してゐるようでございます。当然中学にもその旨は出してありますが、大体十時三十分ごろ小中学校とも下校をさせていると思ひます。これは、あとは学校長に対しては情報——情報といふのは昨年の場合はテレビ、ラジオ、これらの情報に従うようにしようがなかつたということでございます。それで昨年の場合、非常に台風が早く来つております。二十号台風については予報よりはたしか一時間半ぐらゐ先に通り過ぎてゐると思ひます。そんなことで、たまたま一番ひどいときに下校させちゃつたというようには、御指摘のとおりのことになつてしまつたわけですから。

それでこれらは全般的にも一応問題になりまして、指導主事の会議においても、

東京都からの協議等がありまして、今後その点についてはお答えのきやいけないというふうなことの東京都との協議もされております。

それで今後の問題でございますが、今度市民部の方に東京都の防災行政無線が入つておりますので、それによりまして情報キヤッチもことは早くできるんではないかといふふうなことでございます。その情報によりまして、市民部からの情報を得まして、私ども今後は学校に適切な処置を指導してまいりたいと思ひます。当然、学校の場合ですから、校長の判断によつていろいろ行われるわけですが、これも無線の状況を私どもでキヤッチし、学校に流し、対策の万全を期したいと、かように思つております。

よろしくお願ひいたします。

○建設部長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

まず不明水が減つた原因でございますけれども、やはり、先ほどちやうと申し上げましたように、補修といふのは一応大きな原因だと思ひます。今後やういった意味で十分これらにつきましては管理に当たつていきたいと思つております。それから不明水が出る原因の一つに、工事の欠陥といふのが御指摘をいただいたわけですが、

竣工検査を工事が終わるすぐやるということはございまして、何日かおいてやりま
す。その時点におきましては、全く浸水が管渠には見られなかったということござ
いまして、その後、いわゆる福生地区に先ほどちょっと御指摘にもございましたように、
非常に地下水が出て工事の施行が困難であったことは確かであるわけでございます。
そのときに工事の施行時点でも水の道が変わってはいかへ流れていったと、またそれを埋
め戻した時点で、その道がまた戻ると、結果的には地下水の道の中に下水管が
埋設されているというふうなケースがあったと思ひます。いずれにいたしましても、そ
ういった点を含み、管理をよく留意しながらできるだけその不明水の減少につ
いては留意をしていきたいというふうに考へております。それから個人の施工の関
係でございますけれども、これも公共ですから個人の接続のための工事が施工され
た時点で十分留意しながら検査を行っているつもりでございます。こういったこと
は決してないように、仮にあつても、想定のお話で各市民には申しわけないです
けれども、こういう事態があるということは、非常に遺憾でございますので、十
分今後ともこれについては気をつけていきたいと思ひます。

それから処理場に関する経費の関係でございますけれども、五十四年の処理

場の決算によりますと、処理費としましては、平方メートル当たり六十円実は
かかっているわけでございます。それを現在、東京都の場合三十円という将来
目標ですね、平方メートル単価三十円をさらに三円部が負担をいたしました
二十七円というのが現在関係住民に対する平方メートル当たりの使用料でござ
います。それで現実的には相当東京都の段階で負担をかけるということが
数字的には言えると思ひます。現在、五十四年度について年間の流入量を、
ちよつと福生市の場合を見ましたら百九十八万六千トンと見ております。これが先
ほど申しましたように、最終時点で一〇〇%、仮にそれがつなばれたということにな
りますと、計画の汚水量というのが年間九百八十五万五千立方メートルに相な
ります。一日当たりしますと二万七千立方メートルでございます。処理のいわゆる
使用量として、立方メートル当たり三十円の計画で行われますと、年間二億九
千五百六十五万円に相なります。一日当たり八十一万円程度になろうかと思ひ
ます。そういうことで、現実的に東京都が今後、これらの処理場の維持管理
理、その他を含めて諸経費の……、福生の場合、負担しきれないというふうな
時点におきましては、当然値上げということも御質問ございましたように出てく

ろと思います。そういう時点で、私も当然関連市町とも協議しなければならぬ。どうしても一般会計の、先ほど言いましたように負担の比も大きいわけですので。そういうものを含めまして値上げというものを再検討する必要があろうかと思ひます。これは今後の問題でございますけれども、いずれそういう時点も余り遠い時期でなく来るような気がいたしております。

以上、雑駁でございますけれども答弁にかえらせていただきます。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 無線塔の耐震性の問題でございますが、これは現在の設置は十分に地震というのを考慮して建設されておりまして、簡単には倒れるようなことはございせん。それから、台風による風圧につきとも六十メートル以上というふうに計算されておりますので、その点についても問題はないうです。ただ振動によりまして受信器機の破損ということは考えられます。それから電源が断絶する、切れるというようなことも考えられると思ひます。電源については、十五分ぐらいはバッテリーがついておりまして、受信できるようになっております。それから混信の問題ですが、これは同じ周波数を使っている市町村が近隣に何市町村もありまして、時によつて混線

する場合でございます。これは電離層の関係とか、ほかの誘因で混線するんですが、方向性が失われる限り、地震そのもので混信をするというようなことはないかと思ひます。ただその他の想像でございような障害が起る可能性もございまして、災害対策の担当とも協議をいたしまして、地震対策について検討していきたいと思ひます。

それから、いま一つ地番修正備の問題ですが、これは先ほど市長が答弁申し上げましたように、地方自治法に基づきます町名地番修正備の方向で進んでいきたいと思ひます。

○議長（小林菊三君） 最後ですから要項王だけで。

○九番（小野沢久君） 一応、不明水について、いまいろいろ細かくお答えをいただいたわけなんですけれども、一〇%から二〇%はやむを得ない、工事の段階においても欠陥がないというところでございまして、今後、この点について十分目を光らせていただまして、いづれ一応認可の段階で、その程度の不明水はやむを得ないということでございます。また郡の方の助成も相当数行われているということなんですが、この不明水を考ええた場合に、今後こういうやむを得ない点につ

いふも助成を国や郡の方に要望できるところなのかどうかという点を、最後にお答え願いたいと思います。

それから住居表示なんです、地方自治法による方で、大変なかなか費用もかかるんですが、早急に検討委員会をつくっていただくよう要望して、質問を終わりにいたします。

○建設部長(浅見裕康君) いゆる今後の問題につきましては、運営上の問題でございまして、要するに補助制度とか国からの援助の要望というものは実質的には可能だと思えます。水道料金体系と管理費の問題、それと同じような見解になるかと思えます。

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお次回の本会議は、九月十一日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後四時三十二分 延会

写

福総庶発第千五百五十六号

昭和五十五年九月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

昭和五十五年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和五十五年九月三日付け、福生市告示第三十八号（別紙参照）をもつて、昭和五十五年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十五年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十五年九月三日

福生市長 田 村 匡 雄

印

一 期 日 昭和五十五年九月十日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第千五百五十七号

昭和五十五年九月三日

福生市長 田 村 匡 雄 ㊦

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十五年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第六十九号 福生市予防接種健康被害調査委員会条例

二 議案第七十号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

四 議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

五 議案第七十三号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

六 議案第七十四号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 七 議案第七十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 八 議案第七十六号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 九 議案第七十七号 福生市民憲章制定審議会条例を廃止する条例
- 十 議案第七十八号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立について
- 十一 議案第七十九号 昭和五十五年福生市一般会計補正予算(第四号)
- 十二 議案第八十号 昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 十三 議案第八十一号 昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業
会計補正予算(第一号)
- 十四 議案第八十二号 昭和五十五年福生市下水道事業会計補正予算(第三号)
- 十五 議案第八十三号 昭和五十五年福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)
- 十六 議案第八十四号 市道路線の認定について
- 十七 議案第八十五号 市道路線の廃止について
- 十八 議案第八十六号 福生南部第二処理分区S-I五十五その九工事請負契約
- 十九 議案第八十七号 福生中央排水区S-I五十五その一工事請負契約

陳情第六号

失業対策事業の改善と公的就労事業に関する陳情書

我が国経済をめぐる諸情勢は、時の経過とともに深刻化しつつあり、とりわけ石油問題を中心としてインフレと景気後退のおそれが強まり、雇用不安と失業の長期化は、依然として重大な問題を引き起こしています。

特に高齢化社会への急速な移行の中で、中高年齢者の雇用問題はとりわけ深刻であり、定年延長とあわせて新たな雇用など雇用失業対策の抜本的充実は緊急の課題となつています。

そのために、失業対策事業の改善と公的就労事業の確立が急がれているところです。よつて、この深刻な現状を十分認識され、失業対策を抜本的に改善するための措置が講じられるよう国に対し意見書を提出されるよう陳情いたします。

陳情事項

- 一、失業者のための公的就労事業を確立すること。
- 二、現行失業者就労事業を抜本的に改善し、事業の効率化、地域住民の生活環境改善に必要な事業策定、賃金、労働条件及び資材費など事業単価の改善。
- 三、失業者就労事業に就労することが困難になつた就労者のために、安んじて引退できる

退職金制度を確立すること。

昭和五十五年九月八日

陳情者

福生市熊川八三〇番地

全日自労建設一般労働組合福生支部

支部長 西村 秀吉 印

福生市議会議長

小林 菊三 殿